

東京海上日動WINクラブ会員規約

第1条(名称)

本クラブは「東京海上日動WINクラブ」(以下「本クラブ」という)と称します。

第2条(目的)

東京海上日動火災保険株式会社(以下「当社」という)は、本クラブ会員の企業経営を支援し、本クラブ会員の発展に寄与するため、会員に対し企業経営に関する各種情報の提供、コンサルティング、専門機関の紹介等、各種サービス(以下「本サービス」という)の提供を行います。

第3条(運営)

本クラブの運営は当社が行います。

第4条(規約)

本規約は本クラブの会員に対して適用されます。

- 2 当社は必要に応じて本規約を変更できるものとします。本規約を変更したときは、所定の方法によりその内容を会員に告知するものとし、変更後の規約はその告知の時から既存会員にも適用されます。

第5条(会員)

本クラブは、原則として日本国内に所在する法人を対象とし、所定の入会手続きを行い、当社が承認したものを会員とします。なお、個人事業主においては、法人に準ずるものとして当社が認めたものを会員とします。ただし、公序良俗に反する営業を営むもの、または当社が会員として不適当と認めたものについて当社はその入会を承認しない、または承認後であっても承認の取り消しを行う場合があります。

第6条(IDおよびパスワードの管理義務)

IDおよびパスワード(仮パスワードを含む。以下同様)は、当社より一会員に対して一個付与されるものであり、会員は各自の責任に於て管理する義務を有し、その利用に係わる一切の債務を負うものとします。また、以下の行為は行わないものとします。

- ア) IDおよびパスワードを当該会員以外に使用させること
 - イ) パスワードを第三者に公表すること
 - ウ) IDおよびパスワードの内容、権利などを譲渡、売買、貸与、質入すること
- 2 前項各号の行為またはIDおよびパスワードの不正使用等に基づいて当社に損害を発生させた場合には、会員はその損害を賠償する責任を負うものとします。

第7条(変更の届出)

会員は、住所、電話番号、メールアドレス等、本クラブに関する当社への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更の届出を行うものとします。

- 2 前項の届出がなかった場合、当社は会員の了承を得ることなく、会員資格の一時停止または脱会の手続きをとることがあり、この場合、当社から会員資格の一時停止または脱会に関する通知は行わないものとします。
- 3 第1項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 4 第1項の届出があった場合で、届出内容に虚偽、誹謗、中傷、公序良俗に反する内容その他不適切なものがあるときは、当社は届出内容を更新しないか、または更新後であっても更新を取り消し、これによる会員の不利益について一切その責任を負わないものとします。

第8条(入会金等)

本クラブの入会金、会費および登録費は無料とします。

第9条(会員資格の有効期間)

本クラブの会員有効期間は、当年4月1日から翌年3月31日までを1年度として、第5条により当社が入会を承認した日から開始し、当該開始日の属する年度の翌年3月31日までとします。

- 2 会員は、会員資格の有効期間満了の5ヶ月前から、更新手続きを行うことができるものとします。
- 3 有効期間満了日に伴い本クラブの会員資格を消失した場合は脱会として取扱い、当社から脱会に関する通知は行わないものとします。

第10条(免責)

会員に提供する本サービスの内容は、当社がその時点で提供可能なものとし、本サービス、会員データ登録用設備に登録された会員データ、会員専用ホームページ上で開示する会員データ等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、当社は一切そのいかなる責任を負わないものとします。

- 2 当社は、会員データ登録用設備に登録された会員データ、会員専用ホームページ上で開示する会員データ等の消失(第17条に基づく当社による削除を含む)および第三者による改ざんに関し、一切その責任を負わないものとします。
- 3 当社は、前2項の他、本サービスの利用により発生した会員の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)、および本サービスを利用できなかったことにより発生した会員または他者の損害に対し、一切その責任を負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第11条(サービス内容の変更等)

当社は、会員の下承を得ることなく本サービスの内容・名称を変更することができるものとします。

- 2 当社は、会員の下承を得ることなく本サービスのすべて、または一部の提供を停止または中止することがあります。
- 3 前2項の変更等によって会員が何らかの損害を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第12条(通知)

本サービスの提供および会員宛の諸通知は、当社が管理する、会員の住所・FAX番号・メールアドレス等へ行うことをもって足り、会員に送信されない場合であっても、それらが通常到達すべきときに到達したとみなすことができるものとします。

また、その場合でも、サービス提供が不能または支障をきたす場合は、会員の下承を得ることなく、脱会したものととして取扱い、当社から脱会に関する通知は行わないものとします。

第13条(脱会)

会員が任意に脱会する場合、原則、脱会しようとする日の1ヶ月前までに所定の書式にて届け出るものとします。なお、次の場合には当社は当該会員を脱会したものととして取扱うことができ、この場合、当社から脱会に関する通知は行わないものとします。

- ア) 本クラブへの入会時の登録時に虚偽の申告をした場合
 - イ) IDまたはパスワードを不正に使用した場合
 - ウ) 正当な理由なく、本クラブの運営に対する破壊行為ないし妨害行為があった場合
 - エ) 流言などで、当社または本クラブの名誉を著しく傷つけた場合
 - オ) 会員を破産者とする破産手続開始の申立、会員の倒産または廃業、民事再生法に基づく申立等がなされた場合
 - カ) 会員の吸収合併または組織変更等による法人としての同一性の喪失、事業の全部譲渡があった場合
 - キ) 会員による本サービス等の悪用ないし濫用による窃盗、詐欺、恐喝、横領、背任、贈収賄、業務妨害、名誉毀損、侮辱、脅迫、公然わいせつ物陳列、電磁的記録の改ざん・破壊、不正アクセス等があった場合
 - ク) 会員が本規約に違反した場合
 - ケ) 会員が暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である、または反社会的勢力であった場合
 - コ) 上記各号に該当する場合のほか 当社が不相当と判断する場合
- 2 会員は、日本国内に所在する法人および個人事業主でなくなった場合、原則として会員組織から脱会するものとし、脱会しようとする日の1ヶ月前までに所定の書式にて届け出るものとします。
 - 3 前項の場合、会員組織からの脱会について所定の届出がなかった場合でも、当社は当該会員に対する事前の通知なく、いつでも会員組織から脱会させることができます。

第14条(会員情報の取扱い)

会員が本クラブに関し当社へ届け出た情報および本サービスの利用に関する会員の情報等(以下「会員情報等」という)は当社が管理するものとし、当該会員情報等に基づき、当社、東京海上グループ各社(次のURLに掲載されている会社をいう。URL:<http://www.tokiomarinehd.com/group/overview.html>)および東京海上グループ各社が代理店委託契約書を交わしている者から、会員に対して当社保険契約の補償の内容、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うなど各種情報を提供するために利用することがあります。なお、当該会員情報等の内、個人データを東京海上グループ各社との間で共同利用する場合、共同して利用する個人データの項目は次の各号であり、当該個人データの管理については当社が責任を有します。

- ア) 住所、電話番号、氏名、性別、生年月日、電子メールアドレス
 - イ) 本サービス利用状況
 - ウ) アンケート結果
 - エ) 保険取引の有無および契約内容
- 2 当社は会員情報を秘密に管理するものとします。ただし、次の各号の場合はこの限りではありません。
 - ア) あらかじめ会員の承諾を得た場合
 - イ) 企業等が従うべき法的義務のために必要な場合
 - ウ) 法令に基づき開示を求められた場合
 - エ) 当社が本クラブの運営上必要と判断し、管理委託会社へ提供する場合
 - 3 前項エ)に関し、当社が管理委託会社へ提供する場合には、当社は管理委託会社に対し、守秘義務契約を締結した上で提供することとします。

第15条(私的利用の範囲外の利用禁止)

会員は、当社が承認した場合(当該情報に関して権利をもつ第三者がいる場合には、当社を通じ当該第三者の承諾を取得することを含む。)を除き、本クラブより入手したいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア等も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできないものとします。

2 会員は前項に違反する行為を第三者にさせることはできないものとします。

第16条(その他の行為の禁止事項)

その他、会員は、当社が定める以下の行為をすることができません。

- ア) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- イ) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- ウ) 他者を差別もしくは誹謗、中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- エ) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- オ) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信または表示する行為
- カ) 本サービスを利用することによりアクセス可能な当社または他者の情報を改ざん、消去する行為
- キ) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- ク) 本サービスを他者に提供・利用させる行為
- ケ) いわゆるウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を発信し、または他者が受信可能な状態におく行為
- コ) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
- サ) 他者に対し、嫌悪感を抱かれるような広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為。もしくはそのおそれのある電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為
- シ) 他者の設備または会員サービス運営用設備(当社が会員専用ホームページを運営するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェア等をいいます。)に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為または与えるおそれのある行為
- ス) 会員本人または当社の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の企業情報を収集する行為
- セ) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反するまたは違反するおそれのある行為
- ソ) ネズミ講の開設および加入勧誘ならびに宗教的活動に関する行為
- タ) 上記各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為、本クラブの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を侵害する行為または他者もしくは当社に不利益を与える行為
- チ) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを設定する行為
- ツ) 上記各号の行為に準ずる行為

2 会員が本条に定める規定に反する行為をしたときは、当該会員は、関連する法律、政令、条例、規則等の法規に定めるところに従い、損害賠償責任を負うことがあるほか、本規約に定める処置を受けることがあります。

第17条(削除)

会員情報等または「掲示板」等の情報、文章、発言等が、当社が定める所定の期間若しくは量を超えた場合、または本サービスの提供および保守管理上必要な場合、当社は会員に事前に通知することなくこれらを削除できるものとします。

2 当社が前項の措置を講じた場合において、その措置によって会員が何らかの損害を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第18条(著作権)

当社の運営するデータベースの著作権は、すべて当社に帰属するものとします。

第19条(協議)

本規約に記載のない事項、および本規約の解釈につき疑義の生じた実施上必要な細目については、当事者間の協議によって解決します。

第20条(専属管轄)

本規約に関する全ての紛争については、東京地方裁判所を以って第一審の専属管轄裁判所とします。

第21条(準拠法)

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

第22条(発効)

本規約は平成21年4月1日より効力を発します。